

■表1

◆期間内の土曜日午前中に申請等が行えるもの◆

【市民課】	
住民票の写しの交付	※ 転出入や住所および戸籍の異動の届け出はできませんのでご注意ください。
住民票記載事項証明書の交付	
印鑑登録・廃止申請	
印鑑登録証明書の交付	
戸籍謄本・抄本の交付	
除籍・改製原の謄本・抄本の交付	
戸籍の附票の交付	
不在籍証明書の交付	
戸籍記載事項証明書の交付	
身分証明書の交付	
不在住証明書の交付	
住居表示変更証明書の交付	
土地の名称変更による本籍変更証明書の交付	
年金現況証明書の交付	
母子健康手帳の交付	
戸籍の届出の受領(預かり)	
埋火葬許可証の交付	
外国人登録原票記載事項証明書の交付	
市民カードの交付	
【保険年金課】	
国民健康保険税の納付	
国民健康保険税の納付相談	
国民健康保険税の分割納付申請	
国民健康保険税の徴収猶予申請	
葬祭費の支給申請	
出産一時金の支給申請	
人間ドック助成金支給申請	
高額療養費支給申請	
年金相談	
年金関係の各種届出	
【児童福祉課】	
保育所の入所申込み	

市役所1階

同2階

【市民課】

- 住民票の写しの交付
- 住民票記載事項証明書の交付
- 印鑑登録・廃止申請
- 印鑑登録証明書の交付
- 戸籍謄本・抄本の交付
- 除籍・改製原の謄本・抄本の交付
- 戸籍の附票の交付
- 不在籍証明書の交付
- 戸籍記載事項証明書の交付
- 身分証明書の交付
- 不在住証明書の交付
- 住居表示変更証明書の交付
- 土地の名称変更による本籍変更証明書の交付
- 年金現況証明書の交付
- 母子健康手帳の交付
- 戸籍の届出の受領(預かり)
- 埋火葬許可証の交付
- 外国人登録原票記載事項証明書の交付
- 市民カードの交付

【保険年金課】

- 国民健康保険税の納付
- 国民健康保険税の納付相談
- 国民健康保険税の分割納付申請
- 国民健康保険税の徴収猶予申請
- 葬祭費の支給申請
- 出産一時金の支給申請
- 人間ドック助成金支給申請
- 高額療養費支給申請
- 年金相談
- 年金関係の各種届出

【児童福祉課】

- 保育所の入所申込み

【市民税課】

- 市税の納付
- 市税の納付相談
- 市県民税課税証明書の交付
- 市県民税非課税証明書
- 所得証明書
- 納税証明書の交付
- 所在証明書の交付

【資産税課】

- 閲覧
- 固定資産税関係証明書の発行
- 主なもの
- 土地評価証明書 家屋評価証明書
- 住宅用家屋証明書 土地所有証明書
- 家屋所有証明書 土地公課証明書
- 家屋公課証明書 償却資産評価証明書
- 償却資産課税証明書 土地価格通知書
- 家屋価格通知書

土曜日に半ドン開庁

3月20日(祝)～5月15日 試行実施

利用しやすい市役所めざし

市では去年5月、無作為に抽出した2000人の市民のみなさんへ行政改革に関するアンケートを行いました。回収したアンケート結果には、「市役所の窓口は年中無休で開けて欲しい」「月1回でも土日に窓口を開けて欲しい」「土日に窓口を開け、代わ

りに平日に休めばよい」という意見が多數ありました。このため市役所の一部窓口業務を、3月20日(祝)～5月15日(土)の間、試験的に土曜日の午前中にも実施します。試行期間中の土曜日は、午前8時30

分～正午の間、住民票の交付など普段から市民のみんなの利用が多い業務を行います(表1)。ただし、転出・転入や住所および戸籍の異動の届け出はできませんので、ご注意ください。

郵送や電話で

可能な申請も

●自動交付機のご利用を

なかなか市役所へ出向くことができないようなときには、土曜日の半日開庁を利用する以外に、郵便や電話で済ませることができます。各手

公的個人認証サービスを実施中

みなさんのご意見・提言お寄せください

近隣でも土・日曜日に業務を行っている自治体が増えています。今回土曜日の半日開庁は試行で行いますが、市では、郵送や電話でできる手続き等の周知を含め、

確認では、官公署発行の顔写真が届け出については、届け出が提出された旨のお知らせ文を届け出た方へ送付します。

不正防止するため前に申し出るといい受け取らないでほしい」と事務局が市に対し「○届出された場合、届け出等が提出され、住民票や戸籍の不実の記載がされることを防ぐため、転入・転出届や戸籍の創設的な届け出(婚姻・離婚・養子縁組・婚・養子縁組)の際に、窓口に来られた方が本人であること

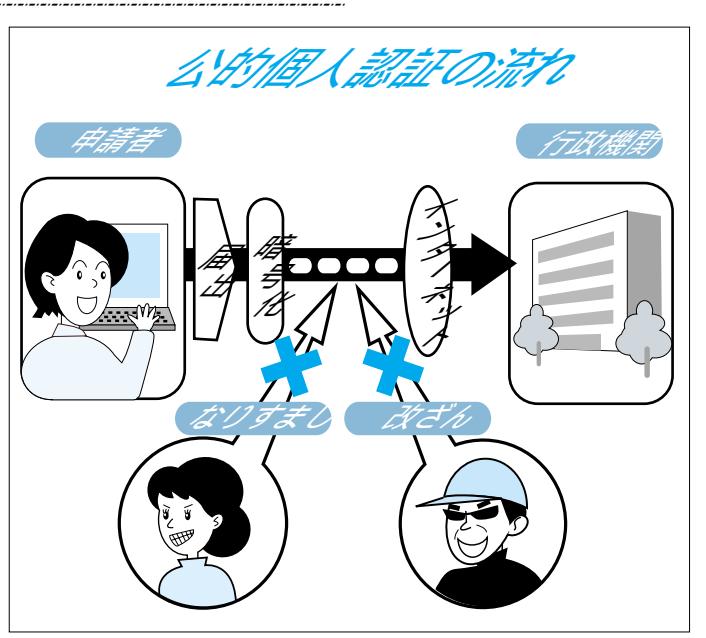
転入・転出・戸籍届け出は本人確認作業にご協力を

当事者の知らない間に不正な申請が行われるのを防ぐため、受理申出」といいう制度があります。これは、本人が市に対し「○届出された場合、届け出等が提出され、住民票や戸籍の不実の記載がされることを防ぐため、転入・転出届や戸籍の創設的な届け出(婚姻・離婚・養子縁組・婚・養子縁組)の際に、窓口に来られた方が本人であること

当事者の知らない間に不正な申請が行われるのを防ぐため、受理申出」といいう制度があります。これは、本人が市に対し「○届出された場合、届け出等が提出され、住民票や戸籍の不実の記載がされることを防ぐため、転入・転出届や戸籍の創設的な届け出(婚姻・離婚・養子縁組・婚・養子縁組)の際に、窓口に来られた方が本人であること

当事者の知らない間に不正な申請が行われるのを防ぐため、受理申出」といいう制度があります。これは、本人が市に対し「○届出された場合、届け出等が提出され、住民票や戸籍の不実の記載がされることを防ぐため、転入・転出届や戸籍の創設的な届け出(婚姻・離婚・養子縁組・婚・養子縁組)の際に、窓口に来られた方が本人であること

当事者の知らない間に不正な申請が行われるのを防ぐため、受理申出」といいう制度があります。これは、本人が市に対し「○届出された場合、届け出等が提出され、住民票や戸籍の不実の記載がされることを防ぐため、転入・転出届や戸籍の創設的な届け出(婚姻・離婚・養子縁組・婚・養子縁組)の際に、窓口に来られた方が本人であること



◆認証サービス 利用上のご注意

▼サービスを利用するには、利用する方が自宅や職場のパソコン等に、市民課で配布する「公的個人認証サービス利用者クラウドソフト」をインストールする必要があります。コン等に住民基本台帳カードを接続する機器（ICカードリーダライタ）は、利用する方が用意します。▼電子証明書の有効期間は発行日から3年間です。ただし、期間中に氏名変更や転居・転出・住居表示変更があると自動的に失効します。

これから社会では、個人が自宅や職場からパソコン等を使い、インターネットを通じて行き、インターネットを通じて行う機会が増えていきます。公的個人認証とは、こうした申請等が行われる際に「確かに

申請者が本人であること」申請内容が途中で改ざんされないことを証明するサービスです。平成16年度にはこのサービスを使い、国税の電子申告が行える予定です。

サービスを利用するためには、ebinalakanagawa.jp。また、県のホームページ(<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/sityoson/topics/ninsho/kojininsyou.htm>)も情報提供中。